**平成２１年（フ）第１８４８１号**
東京都足立区梅島３丁目16―２―101
債務者　藤枝　和之
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８４８３号**
東京都江戸川区平井６丁目55―２
債務者　山田久美子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８５３６号**
東京都足立区足立３丁目30―８
債務者　花澤眞記枝
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８５５２号**
神奈川県横浜市港北区鳥山町74
債務者　大瀬　輝彦
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８５８０号**
埼玉県川口市大字安行小山457―２
債務者　稲葉　惠一
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８５８１号**
東京都小平市栄町３丁目20―11
債務者　丹生　貴子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８６０７号**
千葉県千葉市稲毛区天台５丁目16―８
債務者　林　　緑（旧姓森岡）
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８６０８号**
東京都葛飾区西亀有４丁目14―13―302
債務者　田中　理絵
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８６０９号**
東京都板橋区南常盤台２丁目14―12―501
債務者　新井　智子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８６１０号**
東京都江東区南砂５丁目４―４―101　光武方
債務者　佐藤　藤雄
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８６４６号**
東京都練馬区早宮１―29―４―102、住民票上の住所東京都板橋区小茂根２丁目29―11―207
債務者　工藤　修一
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８６６４号**
東京都稲城市東長沼1065―１
債務者　内田　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８６７４号**
東京都葛飾区西新小岩３丁目４―２　栄荘２Ｆ
債務者　関本　巨樹
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８６８３号**
東京都杉並区久我山１丁目８―124
債務者　木村まさ子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８６９７号**
東京都墨田区八広１丁目14―13―302
債務者　赤尾　　清
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８７０２号**
東京都江戸川区東葛西１丁目42―５―101
債務者　木村眞理子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部